

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.131】

補 助 金 名 称	旭川市狩猟免許取得支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	個人等への補助					始期	H30		終期	-
予 算 事 業 名	狩猟免許取得支援費					(事業コード)		082311		
所 管 部 署	環境 部		環境総務 課			環境保全 係		電話番号	内線5256	
交付先(団体、個人等)	新規に狩猟免許を取得した者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民							
	(意図) どういう状態にしたい		狩猟免許の取得費用を補助し、本市の有害鳥獣対策における捕獲の担い手が確保されている。							
対象事業等の内容	狩猟免許の取得等に要する経費の一部補助									
積算方法	補助対象経費の1/3かつ補助上限額25,000円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	6	6	6	6	8					
成果指標と過去5年間の実績	① 狩猟免許合格者数(市内在住者)					② 狩猟登録者数(市内在住者)				
	単位:人					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	9	12	19	24	45	263	264	271	277	281

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		143	138	144	197	200
		申請者負担		587	479	321	441	400
		その他						
	収入合計		730	617	465	638	600	
	市補助率(%)		19.6%	22.4%	31.0%	30.9%	33.3%	
	支出合計		730	617	465	638	600	
うち食糧費、交際費		0	0	0	0	0		
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		143	138	144	197	200	
	特定財源		0	0	0	0	0	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		894	905	920	980	1,008	
受益対象者数		6	6	6	8	8		
補助金単位コスト(単位:円)		149,000	150,833	153,333	122,500	126,000		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			補助金交付要綱に基づき、補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求め、補助交付決定の審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	有害鳥獣の捕獲の担い手を確保することは、本市の有害鳥獣対策に寄与することになるため、不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行き渡っている。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	全国的に狩猟免許所持者の減少、高齢化が進んでおり、本市においても有害鳥獣の捕獲の担い手確保が課題となっている。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	毎年度、市内在住者の狩猟免許所有者数が一定数確保されていることから、効果は高い。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1-(4) 有害鳥獣の捕獲の担い手確保は、長期的、継続的に行う必要があるため終期は設定していない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	狩猟免許取得支援補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	有害鳥獣による被害等が増加しつつある中、捕獲の担い手の確保は喫緊の課題であり、本補助金が一助となっているため
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.132】

補 助 金 名 称	あさひかわ自然共生ネットワーク負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H14		終期	-
予 算 事 業 名	環境保全費					(事業コード)		091101		
所 管 部 署	環 境 部		環 境 総 務 課			環 境 保 全 係		電話番号	内線5256	
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	あさひかわ自然共生ネットワーク									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		あさひかわ自然共生ネットワーク							
	(意図) どういう状態にしたい		市民団体等と協働し、自然と共生するまちづくりの実現に資する。							
対象事業等の内容	・自然や環境に関わる市民団体間の相互連携、交流、情報交換等を通じた活動の充実 ・情報誌「みどりの回廊」発行、自主事業「みどりの回廊展」などによる市民向けの周知啓発活動の推進。 ・構成団体が行う事業に対する共催や後援などの支援。									
積算方法	年間事業計画を踏まえ決定。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 主催事業数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	1	2	2	2					
成果指標と過去5年間の実績	① 主催事業参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	360	360	213					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		5	0	38	41	42
		市負担金		50	50	50	50	50
		会費収入		45	42	45	46	48
		雑収入		0	0	6	0	1
		その他						
	収入合計		100	92	139	137	141	
	市補助率(%)		50.0%	54.3%	36.0%	36.5%	35.5%	
	支出合計		100	54	98	95	141	
	うち食糧費、交際費		0	0	0	0	0	
次年度繰越		0	38	41	42	0		
市負担額	一般財源		50	50	50	50	50	
	特定財源		0	0	0	0	0	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	
		人工金額	751	767	1,551	1,567	1,615	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		801	817	1,601	1,617	1,665	
	受益対象者数		1	1	1	1	1	
補助金単位コスト(単位:円)		801,000	817,000	1,601,000	1,617,000	1,665,000		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			負担金交付要綱に基づき、補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求め、負担金交付決定の審査を行っている。 繰越金については、市負担金額を上回るものではないことから、妥当である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	団体が実施する自然環境に関するイベントや活動情報の発信により、自然環境の保全、復元といった環境活動が推進されており、自然と共生するまちづくりに寄与することから、活動への参加者は関係者だけではなく、不特定多数の市民に効果がある。		■ 公益性が高い
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	環境基本計画で定めている市民団体等との協働による環境学習の推進や生物多様性の保全に関する施策と関連性が深く、こうした取組を総合的に進める団体は他にないため、適正な範囲で市が活動を支援する必要がある。		■ 必要性が高い
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市民の環境学習推進を目的とした展示イベント「みどりの回廊展」の実施、参加団体の活動を紹介した情報誌「みどりの回廊」の配布により、市民の関心を高め、自然と共生するまちづくりの推進に寄与した。		■ 効果が高い
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		□ 効果が高いとは言えない
	1ー(4)自然と共生するまちづくりの推進は長期的、継続的に取り組む必要があり、そのためには参加団体間の相互交流、情報交換等を通じた各団体の活動の活性化が必要であるため、終期は設定していない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	あさひかわ自然共生ネットワーク負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	自然と共生するまちづくりを推進するためには、環境学習の機会確保や参加団体による情報発信が今後も必要であり、市の支援を必要としているため
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.133】

補 助 金 名 称	旭川市生物多様性保全推進協議会負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H24		終期	-
予 算 事 業 名	生物多様性保全費					(事業コード)		091102		
所 管 部 署	環 境 部		環 境 総 務 課			環 境 保 全 係		電話番号	内線5256	
交付先(団体、個人等)	旭川市生物多様性保全推進協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市生物多様性保全推進協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		外来種による生態系への影響を抑制し、次世代に引き継ぐこととなる豊かな自然環境を保全する。							
対象事業等の内容	生物多様性の保全を目的としたアライグマ及びウチダザリガニ等の防除を行うほか、協議会構成員の市民団体と協働し、市民へ外来種対策についての周知・啓発を行う。									
積算方法	事業実施に必要な経費で、負担金交付の対象として市が承認した経費(予算の範囲内)。									
事業量指標と過去5年間の実績	① アライグマ捕獲(作業延べ日数)					② ウチダザリガニ捕獲(作業延べ日数)				
	単位:日					単位:日				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	11,146	12,315	15,552	18,538	21,785	439	226	498	293	392
成果指標と過去5年間の実績	① アライグマ捕獲数					② ウチダザリガニ捕獲数				
	単位:頭					単位:匹				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	491	502	559	700	559	3,510	2,466	4,706	2,340	3,319

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市負担金		7,315	7,230	7,267	7,419	7,348
		協議会負担						
		その他					6	
	収入合計		7,315	7,230	7,267	7,425	7,348	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	
	支出合計		7,315	7,230	7,267	7,425	7,348	
うち食糧費、交際費		0	0	0	0	0		
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		0	0	0	0	1,783	
	特定財源		7,315	7,230	7,267	7,419	5,565	
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	1	1	1
			金額	1,502	1,535	7,755	7,833	8,076
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		8,817	8,765	15,022	15,252	15,424	
受益対象者数		1	1	1	1	1		
補助金単位コスト(単位:円)		8,817,000	8,765,000	15,022,000	15,252,000	15,424,000		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			負担金交付要綱に基づき、補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求め、負担金交付決定の審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7、508千円、令和4年度7、673千円、令和5年度7、755千円、令和6年度7、833千円、令和7年度8、076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 外来種の防除は、地域の生態系や生活環境の保全に寄与するため、協議会構成員や関係者のみならず、不特定多数の市民に直接・間接的に効果がある。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) アライグマやウチダザリガニの防除は、民間事業として取り組むことが難しく、対応できるのは同協議会しかないことから、地域の生態系や生活環境を守るために、適正な範囲で本市が活動を支援する必要がある。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い	
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) アライグマ、ウチダザリガニの捕獲数も維持できている。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い	
			□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 1-(2)(3)本協議会は、本市が主体となって効果的に外来種対策を行うことを目的として市民団体に働きかけ設立したものであるため、その経過から負担を求めるものではない。 1-(4)外来種対策は、長期的、継続的に行う必要があることから、終期は設定していない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市生物多様性保全推進協議会負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	外来種等による生態系への影響を抑える上で、実態を把握し、周辺自治体とも連携するなど、より効果的な取組となるよう検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
R5、R6	アライグマ、ウチダザリガニについて、生息状況の把握及び捕獲効率向上のための試行捕獲を実施

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	外来生物の対策は継続して行う必要があり、その中核を担う当該協議会に対する支援も継続する必要があるため
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.134】

補 助 金 名 称	旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R6		終期	—
予 算 事 業 名	地球温暖化対策推進費					(事業コード)		093104		
所 管 部 署	環境 部 環境総務 課 ゼロカーボンシティ担当					電話番号		内線 5257		
交付先(団体、個人等)	市内において事業を営む中小企業者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		自社(市内の事業所に限る)に温室効果ガス排出量を算定・把握するサービスを導入する中小企業者							
	(意図) どういう状態にしたい		温室効果ガス排出量を算定・把握するサービスの利用を通じて、エネルギーコストの負担軽減を図るとともに、経営の脱炭素化に向けた取組を促進する。							
対象事業等の内容	温室効果ガス排出量を算定・把握するサービスの月額使用料の一部補助									
積算方法	温室効果ガス排出量を算定・把握するサービスの月額使用料(上限1万円/月、上限6万円/年度)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					25					
成果指標と過去5年間の実績	① CO2排出削減の数値目標を設定した事業者の削減量合計					②				
	単位:t-CO ₂					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金					1,342	1,500
		協議会負担						
		申請者負担					1,522	1,500
		その他						
	収入合計					2,864	3,000	
	市補助率(%)					46.9%	50.0%	
支出合計						2,864	3,000	
	うち食糧費、交際費					0	0	
	次年度繰越					0	0	
市負担額	一般財源							
	特定財源					1,342	1,500	
	人件費	正職員	人工金額				0.1	0.1
						783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計					2,125	2,308	
受益対象者数						25	25	
補助金単位コスト(単位:円)						85,000	92,320	
適格性	共通事項 団体の運営、 会計処理等		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			補助金交付要綱に基づき、補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求め、補助金交付決定の審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない ■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 中小企業の温室効果ガス削減目標の設定や目標に向けた削減手法を検討するなど、実際の投資の実行まで段階を踏みながら進めていくことにつなげることを目的とし、温室効果ガスの排出量が削減され地球温暖化対策に寄与することから、不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行き渡る。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 自社のCO2排出量を可視化し認識することで、節電や省エネ化による経費の削減と合わせて、脱炭素化に向けた事業者の意識改革を促し、CO2排出量削減につながる取組を継続していく必要がある。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) CO2排出量削減のほか、事業者が脱炭素を手段として活用することで、取引先の拡大など企業価値の向上に寄与するといった意識改革を行い、環境と経済の好循環を目指している。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1-(4)本市は、令和3年10月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ旭川」の実現を目指すことを表明したことから、CO2排出量削減につながる取組を継続していく必要がある。CO2排出量の可視化、更には、その先の省エネ・再エネなどは必要に迫られてから急に対応することは困難であり、継続して実施し続けることが重要である。		

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	より多くの事業者にも本事業を知ってもらい活用促進を図ること。
解決に向けた取組	チラシ等で事業の周知を広く行う予定。

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	CO2排出量の削減は継続して実施する必要があるほか、本事業は脱炭素のみではなく、市内中小企業の企業価値の向上にもつながると考えられるため。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	重点支援交付金に代わる財源の確保に努めるとともに、補助実績が低調であることを踏まえて、補助金の必要性を整理し、廃止も含めて検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.135】

補 助 金 名 称	旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体・個人への事業費補助					始期	H21		終期	—
予 算 事 業 名	地域エネルギー設備等導入促進費					(事業コード)		093107		
所 管 部 署	環境 部 環境総務 課 ゼロカーボンシティ担当					電話番号		内線 5257		
交付先（団体、個人等）	市内に居住している個人、市内で事業活動をしている民間事業者									
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		地域特性を生かした再生可能エネルギー設備等を導入しようとする個人及び民間事業者							
	(意図) どういう状態にしたい		本市における再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の普及により、地球温暖化対策が推進されている。							
対象事業等の内容	本市の地域特性を生かした再生可能エネルギー設備等の導入費用の一部補助									
積算方法	地中熱ヒートポンプ(補助率1/10、上限額10万円)、太陽光発電設備(補助率1/10、上限額10万円)、定置用リチウムイオン蓄電池(補助率1/10、上限額10万円)、燃料電池システム(補助率1/10、上限額10万円)、ガスエンジンコージェネレーション(補助率1/10、上限額5万円)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	25	18	45	54	36					
成果指標と過去5年間の実績	① 温室効果ガス排出削減量					②				
	単位:t-CO ₂					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	48	36	90	62	39					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		1,901	5,703	4,458	3,250	5,000
		協議会負担						
		申請者負担		11,562	44,062	68,562	49,553	45,000
		その他						
	収入合計		13,463	49,765	73,020	52,803	50,000	
	市補助率(%)		14.1%	11.5%	6.1%	6.2%	10.0%	
	支出合計		13,463	49,765	73,020	52,803	50,000	
うち食糧費、交際費		0	0	0	0	0		
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源							
	特定財源		1,901	5,703	4,458	3,250	5,000	
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		3,403	7,238	6,009	4,817	6,615	
受益対象者数			18	69	54	36	61	
補助金単位コスト(単位:円)			189,056	104,899	111,278	133,806	108,443	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
	会計処理等		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			補助金交付要綱に基づき、補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求め、補助金交付決定の審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する 書類の添付		■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
2 公益性	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
3 必要性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	再生可能エネルギー設備等の導入促進により温室効果ガスの排出量が削減され、地球温暖化対策に寄与することから、不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行き渡っている。	■ 公益性が高い	
4 効果		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
5 その他	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により再生可能エネルギーの利用促進が求められており、同法に基づき策定した旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進を図るとしている。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
6 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	この補助金により、再生可能エネルギー設備等の導入促進が図られ、過去5か年で約275t-CO ₂ の温室効果ガスを削減している。	■ 効果が高い	
7 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
8 その他	1-(4)本市は、令和3年10月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ旭川」の実現を目指すことを表明した。本市におけるCO2排出量は民生部門からの排出量割合が最も多く、カーボンニュートラルの実現には同部門のCO2排出量を削減する取組を継続していく必要がある。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	財源として活用している環境基金の残高が減少傾向であることを踏まえ、対象設備の条件や補助率等の補助の在り方とともに、他の財源の確保を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和5年度	補助率及び限度額を見直し、財源については重点支援地方交付金を活用することとした。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	申請者数を増やし、より多くの市民に対し再生可能エネルギー設備導入促進を図ること。
解決に向けた取組	事業者等の協力のもと、チラシ等で補助事業の周知を広く行う予定。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	民生部門のCO ₂ 削減の取り組みとして効果的であり、CO ₂ 排出量の削減は継続して実施することが肝要であると考えられるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.136】

補 助 金 名 称	旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体・個人への事業費補助					始期	R2		終期	—
予 算 事 業 名	地域木質バイオマス利活用促進事業費					(事業コード)		093110		
所 管 部 署	環境 部 環境総務 課 ゼロカーボンシティ担当					電話番号		内線 5257		
交付先（団体、個人等）	市内に居住している個人、市内で事業活動をしている民間事業者									
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		薪・ペレットストーブを導入しようとする個人及び民間事業者							
	(意図) どういう状態にしたい		本市における再生可能エネルギー設備(薪・ペレットストーブ)の普及により、地球温暖化対策が推進されている。							
対象事業等の内容	薪・ペレットストーブの導入費用の一部補助									
積算方法	薪・ペレットストーブ(補助率1/3、上限20万円)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	8	15	24	35	27					
成果指標と過去5年間の実績	① 温室効果ガス排出削減量					②				
	単位:t-CO ²					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	16	30	48	91	56					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		2,938	4,581	6,295	5,032	10,000
		協議会負担						
		申請者負担		11,408	21,456	27,371	15,353	20,000
		その他						
	収入合計		14,346	26,037	33,666	20,385	30,000	
	市補助率(%)		20.5%	17.6%	18.7%	24.7%	33.3%	
	支出合計		14,346	26,037	33,666	20,385	30,000	
	うち食糧費、交際費		0	0	0	0	0	
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源							
	特定財源		2,938	4,581	6,295	5,032	10,000	
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
			金額	751	767	1,551	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		3,689	5,348	7,846	5,815	10,808	
受益対象者数			15	24	35	27	50	
補助金単位コスト(単位:円)			245,933	222,833	224,171	215,370	216,160	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、 会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
				補助金交付要綱に基づき、補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求め、補助金交付決定の審査を行っている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価	
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する	
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外		
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する	
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない	
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する	
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定		
		◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する	
		◆ 個人 1/3以内		
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内		
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない	
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満		
◇ 奨励目的の補助、終期を設定				
◆ 終期未設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない ■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない		
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する		
	◇ 上記以外	□ 合致しない		
(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)		
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施			
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する		
	◇ 上記以外	□ 合致しない		
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 再生可能エネルギー設備等の導入促進により温室効果ガスの排出量が削減され、地球温暖化対策に寄与することから、不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行き渡っている。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により再生可能エネルギーの利用促進が求められており、同法に基づき策定した旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進を図るとしている。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
		4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) この補助金により、再生可能エネルギー設備等の導入促進が図られ、過去5か年で約241t-CO ₂ の温室効果ガスを削減している。	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。			
	1-4)本市は、令和3年10月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ旭川」の実現を目指すことを表明した。本市におけるCO2排出量は民生部門からの排出量割合が最も多く、カーボンニュートラルの実現には同部門のCO2排出量を削減する取組を継続していく必要がある。			

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	申請者数を増やし、より多くの市民に対し再生可能エネルギー設備導入促進を図ること。
解決に向けた取組	事業者等の協力のもと、チラシ等で補助事業の周知を広く行う予定。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	民生部門のCO ₂ 削減の取り組みとして効果的であり、CO ₂ 排出量の削減は継続して実施することが肝要であると考えられるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.137】

補 助 金 名 称	旭川市再生資源回収奨励金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H10		終期	—
予 算 事 業 名	再生資源回収促進費					(事業コード)		092105		
所 管 部 署	環境 部		廃棄物政策 課			ごみ減量 係		電話番号	内線5228	
交付先(団体、個人等)	再生資源回収実施団体名簿に登録している市民団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		再生資源回収実施団体名簿に登録している市民団体							
	(意図) どういう状態にしたい		ごみの減量・資源化を推進するとともに、ごみ減量化と再生資源の利活用を図るため、 回収活動を安定的に実施する。							
対象事業等の内容	市民団体が行う再生資源回収活動									
積算方法	・紙類:回収量(kg)×3.5円 ・びん類、布類:回収量(kg)×5円 ・アルミ缶、スチール缶:回収量(kg)×3円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 集団回収量					② 申請団体数				
	単位:トン					単位:団体				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	8,301	8,010	7,621	6,930	6,300	920	903	890	874	870
成果指標と過去5年間の実績	① ごみ排出量					② リサイクル率				
	単位:トン					単位:%				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	107,132	105,879	103,566	100,009	98,860	20.8	21.1	20.8	20.4	19.9

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		28,026	26,652	24,233	22,025	23,458
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		28,026	26,652	24,233	22,025	23,458	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計		28,026	26,652	24,233	22,025	23,458	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源							
	特定財源		28,026	26,652	24,233	22,025	23,458	
	人件費	正職員	人工金額	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
				6,006	6,138	6,204	6,266	6,461
		臨時・嘱託／会計年度任用職員		310	327	351	398	407
	その他事務費		327	312	316	309	394	
	合計		34,669	33,429	31,104	28,998	30,720	
受益対象者数			903	890	874	870	850	
補助金単位コスト(単位:円)			38,393	37,561	35,588	33,331	36,141	
適格性		共通事項	◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
		団体の運営、	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			旭川市再生資源回収奨励金交付要綱に基づき、交付申請書及び買い上げ証明書の提出を求め、補助金交付決定の審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 継続4年未満
		◇ 上記以外	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 合致しない
		◇ 上記以外	
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		再生資源回収の対象である資源物を含め、一般廃棄物の収集及び処分は本来市町村が行うべきものであり、再生資源回収は国が進める循環型社会の形成にも資する取組であることから、奨励金の交付は公益性が高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		市民のごみに対する意識の向上のほか、市民団体等の活動の充実や住民同士のコミュニケーションの場が増えるなどの二次的な効果もあり、地域コミュニティの形成や地域活動の促進からも有意義な制度である。	■ 必要性が高い
		また、ごみの減量・資源化施策として効果的であり、補助事業の必要性が高い。	□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		本市のごみ総排出量(約10万5千トン)のうち、再生資源回収で約6千トンの資源物が回収された。この活動を通じて、ごみの減量・資源化に対する市民意識は向上しており、また、本市のごみ処理コストの削減にもつながっている。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		本事業は、再生資源の回収量に応じて奨励金を交付するものであることから、交付基準の事業費又は運営費には該当しないが、再生資源の回収を事業費に当てはめて評価した。	
		1ー(1)回収量に応じた奨励金 1ー(2)受益者負担の金銭的負担はない 1ー(3)対象:団体 補助額:回収量×補助単価	
		1ー(4)市民団体にとって奨励金は活動原資として予定されているものであり、仮に終期を設定すると活動団体に与える影響が大きく、終期の設定はなじまない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	再生資源回収奨励金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	申請団体数と集団回収量の減少傾向に歯止めをかけ、再生資源回収活動の安定的な実施を図ることが必要である。
解決に向けた取組	環境イベント等を通じて登録団体の新規募集を行うとともに、申請手続きの利便性を高めるためにデジタル化やオンライン化を検討していく。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	ごみの減量・資源化を推進するため、課題解決に向けた取組を行いながら事業を継続する。
外部評価	－	－
2次評価	継続	－

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.138】

補 助 金 名 称	旭川市浄化槽設置整備事業補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への補助(事業費補助)					始期	H9		終期	—
予 算 事 業 名	浄化槽設置整備費					(事業コード)		092202		
所 管 部 署	環 境 部		廃棄物処理 課			浄化管理 係		電話番号	内線 5222	
交付先(団体、個人等)	合併処理浄化槽の設置を行う個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		公共下水道及び農業集落排水整備区域外の住民を対象とする。							
	(意図) どういう状態にしたい		合併処理浄化槽を設置し、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止する。							
対象事業等の内容	個人住宅の合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付し、下水道未整備区域における合併処理浄化槽の設置を促進する。									
積算方法	・5人槽 528千円(国庫390+138(市加算390×0.354)) ・7人槽 661千円(国庫474+187(市加算474×0.395)) ・10人槽 882千円(国庫660+222(市加算660×0.336)) ・単独処理浄化槽撤去費 90千円(国庫40+50(市加算50))									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助対象浄化槽					②				
	単位:基					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	15	15	12	12	12					
成果指標と過去5年間の実績	① 生活排水処理率					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	95.6	95.7	95.9	96.0	96.1					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		8,053	6,915	7,312	7,001	6,031
		市民負担		14,863	10,834	12,171	19,102	17,897
		その他						
	収入合計		22,916	17,749	19,483	26,103	23,928	
	市補助率(%)		35.1%	39.0%	37.5%	26.8%	25.2%	
	支出合計		22,916	17,749	19,483	26,103	23,928	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		5,849	5,126	6,157	5,301	4,533	
	特定財源		2,204	1,789	1,155	1,700	1,498	
	人件費	正職員	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
		人工金額	6,006	6,138	6,204	6,266	6,461	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		14,059	13,053	13,516	13,267	12,492	
受益対象者数		44	35	42	31	31		
補助金単位コスト(単位:円)		319,523	372,943	321,810	427,968	402,968		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
	会計処理等		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			補助金交付要綱に基づき、補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求めるとともに、交付申請時に補助目的との整合性について審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する書類の添付		■ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
2 公益性	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 合致しない	
3 必要性	◇ 上記以外		
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
4 効果	下水道整備区域外における合併処理浄化槽の設置により、未処理のまま公共水域へ排出される生活排水等の汚水が減少し、結果として水質汚濁の防止に寄与することから、公益性が非常に高い。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
5 その他	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	合併処理浄化槽の設置費用の負担軽減のための補助を継続することにより設置の促進が図られ、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与することから、補助の必要性は高い。	■ 必要性が高い	
6 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
7 その他	補助金の活用により浄化槽の設置希望者の経済的負担が軽減され、合併処理浄化槽の設置が促進されることで、結果として生活排水処理率の向上に繋がる。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
8 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(3) 合併処理浄化槽への転換促進のため、設置する浄化槽の人槽に応じた補助金額を設定している。		
	1(4) 下水道整備区域外に約2,000件あるし尿くみ取り及び単独処理浄化槽の世帯における、生活雑排水の処理状況の改善を目指して補助を行っているため。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	浄化槽設置整備事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	くみ取り及び単独処理浄化槽の世帯への合併処理浄化槽のさらなる普及促進を図る必要がある。
解決に向けた取組	合併処理浄化槽のより一層の普及に繋げるため、チラシの戸別配付やホームページによる周知等の啓発活動、十分な予算の確保、補助制度の拡充の検討等に積極的に取り組む。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	生活雑排水による河川の水質汚濁を防止するために合併処理浄化槽は非常に有効な手段ではあるが、設置費用が高額なことから、本補助金の必要性は高いと考える。
外部評価	見直し	国庫補助金の活用により、市の財政負担を軽減しつつ、整備促進の観点から補助対象を充実させるよう検討すること。
2次評価	見直し	国庫補助金の活用により、市の財政負担を軽減しつつ、整備促進の観点から補助対象を充実させるよう検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)